

承認第11号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

令和2年度木津川市水道事業会計補正予算第3号について

令和 2 年度

水道事業会計補正予算第 3 号

京都府木津川市

令和2年度木津川市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度木津川市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度木津川市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額341,246千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

(科目)	(既決予定額) (収)	(補正予定額) (入)	(計)
第1款 資本的収入	151,399千円	20,078千円	171,477千円
第1項 加入金	73,150千円	15,565千円	88,715千円
第2項 工事負担金	48,575千円	△2,100千円	46,475千円
第5項 その他資本的収入	10,000千円	6,613千円	16,613千円
(収)			
第1款 資本的支出	540,307千円	△27,584千円	512,723千円
第1項 建設改良費	429,843千円	△34,200千円	395,643千円
第3項 その他資本的支出	10,000千円	6,616千円	16,616千円

令和3年3月31日専決

木津川市長 河井 規子

令和2年度木津川市水道事業会計補正予算（第3号）
(実施計画)

2. 資本的収入及び支出

(1) 収入

款	項	目	既決予定額
1. 資本的収入			151,399
	1. 加入金		73,150
		1. 加入金	73,150
	2. 工事負担金		48,575
		1. 工事負担金	48,575
	5. その他資本的収入		10,000
		1. 基金	10,000
収入合計			151,399

(単位:千円)

補正予定額	計	備考	
20,078	171,477		
15,565	88,715		
15,565	88,715	1. 加入金	15,565
△2,100	46,475		
△2,100	46,475	1. 工事負担金	△2,100
6,613	16,613		
6,613	16,613	1. 基金	6,613
20,078	171,477		

(2) 支出

款	項	目	既決予定額
1. 資本的支出			540,307
	1. 建設改良費		429,843
		1. 原净水及び配給水設備改良費	414,825
	3. その他資本的支出		10,000
		1. 基金積立金	10,000
支出合計			540,307

(単位:千円)

補正予定額	計	備考	
△27,584	512,723		
△34,200	395,643		
△34,200	380,625	1. 原净水設備改良費	△17,334
		2. 配水及び給水設備改良費	△16,866
6,616	16,616		
6,616	16,616	1. 基金積立金	6,616
△27,584	512,723		